

法律第一号（平三〇・二・七）

◎株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を改正する法律

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七項中「五年以内」を「平成三十三年三月三十一日までの期間内」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣署名）